

公益財団法人長崎県国際交流協会 災害時多言語ボランティア募集要項

当協会では、次の内容で災害時多言語ボランティアを募集しています。

1 災害時多言語ボランティア登録制度の趣旨

長崎県国際交流協会は、長崎県内で大規模災害が発生した場合に、多言語での情報提供及び外国人支援を円滑に行うことを目的に、語学ボランティアとして災害多言語支援活動に参加を希望する県民を対象に、「災害時多言語ボランティア登録制度」を設置する。

2 災害時多言語ボランティアの活動の種類

- (1)通訳・翻訳 協会及び協会を通じた市町の依頼に基づく災害情報提供活動における通訳・翻訳を行う。
- (2)相談支援 協会が行う外国人からの問合せ等への対応に対する通訳・翻訳を行う。

3 登録者の条件

- (1)災害時多言語ボランティア登録制度の趣旨を理解し、熱意があること。
- (2)ボランティア活動に支障をきたさない一定の語学力(目安として、英語は英検2級程度以上の語学力)を有すること。
- (3)長崎県内に在住し、満18才以上(ただし、高校生を除く)であること。

4 報酬等

原則として無報酬。

5 ボランティア活動保険

- (1)災害時多言語ボランティア活動については、当協会がボランティア活動保険に加入する。
- (2)保険の適用を申請する場合は、以下の2つの書類を当協会に提出すること。
ただし、活動外のことについては、申請することはできない。
 - ①依頼者からの証明書
 - ②病院の領収書

6 活動の協力要請等

当協会は大規模災害が発生した場合、当協会及び当協会を通じた市町からの依頼に応じ、災害多言語支援活動の協力要請を行う。

7 活動報告

活動終了後、当協会が登録者に活動報告を求めることがある。

8 登録更新

当協会の案内により、更新手続きを行うこと。

問合せ先 (公財)長崎県国際交流協会

〒850-0862 長崎市出島町2番11号

TEL 095-823-3931 FAX 095-822-1551 Eメール nia@nia.or.jp